

代替業務の手引き

自社の管理台帳または入力用記録メモ用紙を使用したシステム停止時の代替業務の手引き

● 使用済自動車の引取

- 自動車リサイクルシステムが停止した場合でも、引取業者から使用済自動車が搬入された場合、車台番号を確認の上、使用済自動車の引取を実施することが可能です。
- 電子マニフェストシステムを利用した引取報告については、システム復旧後に実施して下さい。
- システム入力項目については、自社で使用している管理台帳または入力用記録メモ用紙に一時記録し、それを参照しつつシステム復旧後に改めてシステムに入力して下さい。
- 記録する項目については、以下の通りです。
 - 引取日時
 - 引渡元事業者コード、または名称
 - 引取報告対象車台番号

● フロン類の回収

- 自動車リサイクルシステムが停止した場合でも、フロン類回収の実作業に関しては、通常通り実施することが可能です。
- 電子マニフェストシステムを利用した都度入力については、システム復旧後に実施して下さい。
- 作業内容は、自社で使用している管理台帳または入力用記録メモ用紙に一時記録し、それを参照しつつシステム復旧後に改めてシステムに入力して下さい。
- 記録する項目については、以下の通りです。
 - フロン類指定引取場所の事業所コード、または名称
 - ボンベ・バレット番号
 - フロン種類別：「CFC」、「HFC」、「CFC/HFC」から選択
 - 対象車台番号

● 使用済自動車の引渡

- 自動車リサイクルシステムが停止した場合でも、解体業者等に対する使用済自動車の引渡は通常通り実施することが可能です。
- 電子マニフェストシステムを利用した引渡報告については、システム復旧後に実施して下さい。
- システム入力項目については、自社で使用している管理台帳または入力用記録メモ用紙に一時記録し、それを参照しつつシステム復旧後に改めてシステムに入力して下さい。
- 記録する項目については、以下の通りです。
 - 引渡先事業者コード、または名称
 - 運搬事業者区分：「自社運搬、または引渡先運搬」、「運搬委託」から選択
 - (「運搬委託」選択の場合、)委託先事業者名、及び許可番号
 - 引渡報告対象車台番号

● フロン類再利用車台連絡

- 自動車リサイクルシステムが停止した場合でも、フロン類の再利用は通常通り実施することが可能です。
- 電子マニフェストシステムを利用したフロン類再利用車台連絡については、システム復旧後に実施して下さい。
- 再利用連絡の入力項目となる車台番号を自社で使用している管理台帳または入力用記録メモ用紙に一時記録し、それを参照しつつシステム復旧後に改めてシステムに入力して下さい。

● 確認通知の閲覧

- 確認通知の閲覧はシステム復旧後に実施して下さい。
- システム復旧後、確認通知の情報が存在する場合は、速やかに必要な移動報告等を行って下さい。

● フロン類年次報告

- システム復旧後に実施して下さい。

入力用記録メモ用紙 【フロン類回収工程 - 使用済自動車版】

処理日： 年 月 日 記入者：

車台情報	車台番号	車台番号もしくは職権打刻のいずれか一方を記入してください。	
		車台番号	
	職権打刻		
	リサイクル券番号		

移動報告		引渡元(前工程)事業所コード	
		引渡元(前工程)事業所名称	
		引渡先(後工程)事業所コード	
		引渡先(後工程)事業所名称	
	運搬	運搬事業者区分	<input type="checkbox"/> 自社運搬、又は引渡先運搬 <input type="checkbox"/> 運搬委託
運搬委託を選択した場合は、委託した運搬事業者名と収集運搬許可番号を記入してください			
運搬事業者名			
廃棄物処理法上の 収集運搬許可番号			

備考	
----	--